

事務連絡
令和元年 9 月 17 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西 橋 一 裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 6 報）

質問

新たに雇用する警備員に数種類の警備業務をさせる場合、新任教育は 20 時間でよいか。

答

主として従事させる業務に関してのみ 20 時間以上の新任教育となつており、それ以外の業務に関する教育は 20 時間とは別に必要になる。

例えば、新たに雇用する警備員を、交通警備業務、施設警備業務、機械警備業務に従事させようとする場合は、まず、主として従事させる業務に関し、基本教育と業務別教育を 20 時間以上しなければならない。

その上で、他に従事させようとする業務の業務別教育を必要に応じた時間数（何時間という決まりはない。）行う必要がある。

よつて、3 種類の業務に関し、それぞれ 20 時間以上教育を行う必要はなく、あくまで主として従事させる業務に関してのみ新任教育は 20 時間以上行い、他の従事させる業務の教育は、会社で業務に必要と思われる時間数だけ主として従事させる交通警備業務に関し行った新任教育の 20 時間にプラスして実施すればよい。

主として従事させる業務を交通警備業務とした場合、新任教育は基本教育と交通警備の業務別教育を合計して 20 時間以上行い、施設警備業務と機械警備業務の業務別教育は、会社で業務に必要と思われる時間数だけ別に実施する必要がある。

よつて、20 時間で複数の種類の警備業務の新任教育を行うことはできない。

※ 上記内容については、9 月 17 日、警察本部に確認済み